

令和2年6月25日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

総務生活常任委員長

福 西 勝

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年6月16日）

1. 議案第37号 救助工作車の買入れについて

議案の概要

本案は、南消防署に配備している救助工作車が、購入後15年を経過し、更新時期が到来したため、更新しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の契約の相手方は、本市における消防自動車の納入実績がない事業者であるが、契約を締結するに当たって価格面だけでなくどういう視点で調査を実施したか伺いたい。

答 契約の相手方については、一般競争入札等参加資格者名簿への登録に際して、資格審査を行っているほか、今回の指名競争入札においても、指名する際に、過去の消防車両の製造実績や他市における納入実績を確認した上で指名を行ったところである。

問 議案質疑資料によると、既に清和台出張所に配置されている救助工作車の予定価格が約1億4900万円とされた一方で、今回の予定価格は約7200万円となっている。これは性能や機能面での差を金額に反映されたものと考えるが、今回の救助工作車の特徴について伺いたい。

答 現在、清和台出張所に配備されている救助工作車は、クレーンや照明装置等を備えた大型車両をベースとしており、積載する救助資機材については、「救助隊の編成、装備及び基準を定める省令」の別表に定める特別救助隊として位置づけ、高度な救助資機材を積載しているところである。

一方、今回買入予定の救助工作車については、同省令別表に定める普通救助隊と位置づけ、一般的な救助資機材を搭載するほか、南消防署に配備されることも勘案し、管内に多い狭あい地区に対応できる中型車両をベースとしている。

問 消防自動車の更新基準については、使用年数や走行距離などの基準が考えられるが、現有車両は全て基準を満たしているのか伺いたい。

答 消防自動車等の更新基準については、国の委託を受けている日本消防検定協会において15年と定められており、本市においてもその定めを受け、車両の更新については15年としている。また、全ての現有消防車両については、当該基準を満たしているところである。

特記事項

配布資料あり（１ 入札結果について ほか）

議案質疑資料あり（消防本部保有車両の詳細（車種・買入れ年度・買入れ先事業所・予定価格・最低制限価格・落札率）について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第38号 消防ポンプ自動車の買入れについて

議案の概要

本案は、南消防署に配備している消防ポンプ自動車が、購入後15年を経過し、更新時期が到来したため、更新しようとするもの。

質疑の概要 なし

特記事項

配布資料あり（１ 入札結果について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第39号 訴えの提起について

議案の概要

本案は、本市の一般廃棄物収集運搬業務のうち、空き瓶収集運搬及び回収用コンテナ配布業務委託について、当該請負業者である相手方に対し、業務の不履行を根拠とする不当利得返還請求の訴えを提起するにつき、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 契約の相手方が、過払いとなった委託料の返還に応じず、仕様に係る見解の相違などにより訴えを提起するに至っているが、これまでの経緯や争いになっている点の詳細について伺いたい。

答 住民監査請求が出された後、訴えの相手方に対し聞き取り調査を行った結果、運転手とその他車両運行の安全を確保できる人員の配置、すなわち2人以上で作業を行う仕様書にかかわらず、1人乗車で作業を行っていた点については認めている。

しかしながら、日報など客観的な判断資料の提出には応じられず、相手方としては、業務については全て完了しており、業務を達成する方法については、受託者に任されているとの見解を示されているところである。

一方、市としては、契約に特段の事情である仕様書が設けられていれば、それを守るべきであると考えていることから、今回、相手方と見解が異なる点について客観的な判断を求めるため、訴訟に踏み切ったものである。

問 今回、訴えの提起がなされようとしているが、当該事業者に対する今後の処遇については、どのように考えているのか伺いたい。

答 一般的に請負業者に対するペナルティについては、指名停止措置が考えられるが、今回の事案については、現在の指名停止基準には合致しないと考えている。そのため今後業務を委託する際には、適切に業者指導を行っていくことで対応していくほか、契約担当課と協議しながら、請負業務の質の向上のための工夫について研究していきたいと考えている。

問 当該業務については、令和2年度からの2年契約で、現在業務が行われているが、当該契約の仕様書では人員体制等について、どのように定めているのか伺いたい。

答 現在行っている瓶の回収業務については、今回の事態を踏まえ、仕様書の変更を行ったところであり、2名乗車を原則として、運転手のほかに安全確保ができる者の乗車を求めるスタンスは同様であるが、安全確保のために車両を2台セットで動かす場合については、バックモニターの義務付けを行いながら、3人での対応も可能としている。なお、実際に現行の業者は、全ての車両に2名乗車し作業を行っていることを確認しているところである。

問 今年、本件と同じ契約を締結する際に、指名した業者のうち1者を残して他の業者は辞退したと仄聞しているが、今回のような事態を防止する観点からも、複数の業者で競争性を確保し審査した上で契約を締結すべきと考える。そこで、契約方法について工夫する考えはないか伺いたい。

答 本件契約については、1者で随意契約をしていた時代もあったが、その後見積合わせを行うほか、契約を希望する業者を公募するなど工夫を重ねてきたが、公募しても期待した効果が得られなかった。そこで、直近の契約においては、競争性を高めるために指名型で入札事務を行ったが、1者を残して辞退という結果になった経緯がある。今後、競争性を確保するため、業者も受託しやすい方法を研究していく考えである。

特記事項

議案質疑資料あり(住民監査請求から本案件「不当利得返還請求の訴えを提起する」に至ったプロセス及び、その内容の詳細について)

審査結果 原案可決(全員賛成)

4 . 議案第 4 0 号 川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の対応業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 付則第 4 項において、手当等の額は、従事した日 1 日につき 4 0 0 0 円を超えない範囲内で、規則で定めると規定されようとしているが、手当の支給額及び想定される業務等の詳細について伺いたい。

答 手当の額については、2 つの区分を設けようとしており、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保持するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に 3 0 0 0 円を、そのうち、身体に直接接触する作業または長時間にわたり接して行う作業については 4 0 0 0 円を支給しようとしている。

また、本市において、想定される業務としては、消防における新型コロナウイルス感染症またはその疑いのある傷病者の救急搬送業務を想定しているところである。

問 現在、指定管理により運営されている市立川西病院の従業者に対する手当等については、支給状況等を把握し、支援できるところは支援することが必要であると考えますが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 今回の新型コロナウイルス対策については、公の部門である市だけでなく、民間医療法人も含め、懸命に取り組んでいるところであることから、国の動向も見ながら、必要に応じて対応を検討していきたい。

特記事項

議案質疑資料あり（ 1 対象となる業種、影響人数及び単価と影響額について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

5 . 議案第 4 1 号 川西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、令和 2 年 3 月 3 1 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴う川西市税条例等の改正で、専決処分をした項目以外について改正しようとするもの。

質疑の概要

問 地方税法の一部改正に伴い、合計所得金額 5 0 0 万円超の寡婦控除が廃止されよう

<p>としているが、本改正における基本的な考え方を伺いたい。</p> <p>答 当該寡婦控除廃止に伴う影響については、届け出や申請の種類などにより変わってくるかと思われるが、今回の改正の趣旨については、ひとり親家庭の子供に対する制度整備を図り、公平性を担保していこうというものである。</p>
<p>特記事項</p> <p>配付資料あり（川西市税条例等の一部を改正する条例要旨）</p> <p>議案質疑資料あり（１．合計所得金額５００万円超の寡婦控除廃止に伴う影響人数及び影響額について）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6．議案第４２号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の制定に伴い、マイナンバー制度における通知カードが廃止されたため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回、デジタル手続法の一部施行に伴い、通知カードが廃止されたところであるが、廃止の理由についての詳細を伺いたい。</p> <p>答 通知カードについては、記載の正確性を維持するため、転居等の際に記載事項変更が必要となり、住民・市町村職員・マイナンバーカードを管理している地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の負担となっていたこと、また、社会のデジタル化を進める観点から、公的個人認証の電子照明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していきたいといったところが廃止の理由に挙げられる。</p>
<p>特記事項</p> <p>議案質疑資料あり（マイナンバー施行後、再発行・交付の状況及び影響額について（年度別））</p>
<p>審査結果 原案可決（賛成多数）</p>

7．議案第４６号 令和２年度川西市一般会計補正予算（第３回）

<p>議案の概要</p> <p>第１表 歳入の全部。歳出第２款総務費。第７款商工費。</p> <p>第２表 地方債補正</p>
--

質疑の概要

第1表 歳入

第23款 市債

問 7300万円を追加されようとしている川西南中学校改修事業費市債について、その詳細を伺いたい。

答 当該市債については、中学校給食センターの整備に伴い、現在の川西南中学校グラウンドの移設工事が必要となることから、歳出において関連工事費を予算措置するとともに、その財源として同市債を計上しようとするものである。

同 歳出

第7款 商工費

問 商工振興事業においてプレミアム付商品券の発行に係る費用として、委託料を100万円、負担金、補助及び交付金を1200万円追加しようとしているが、実施期間等の事業の詳細について伺いたい。

答 当該事業は、市内の全商店街で使用できるプレミアム付商品券を発行し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費を喚起しようとするものであり、6000円分の商品券を5000円で販売し、1000円分のプレミアムをつけようとするものである。また実施期間については、新型コロナウイルス感染症の収束後の約2カ月の間を予定しているが、詳細については今後決定していきたい。

第2表 地方債補正

なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）